

仕 様 書

1 作業内容等

- (1) 茨城県立中央病院から排出される一般廃棄物を集積場より次号に区分する区分ごとに収集し、笠間市環境センター（以下「センター」という。）へ搬入し、センターの規定に基づき処理を行う。
- (2) ごみの種類
「可燃ごみ」・「不燃ごみ」とする。
- (3) ごみの収集
ごみの収集は、原則として、土・日曜及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き下記のとおりとする。
 - ① 可燃ごみ：毎 日
 - ② 不燃ごみ：年2回程度（分別作業を含む）
- (4) 令和6年度年間推定排出量（令和5年度年間排出見込量の100%程度としている。）
 - ① 可燃ごみ：218,880kg
 - ② 不燃ごみ： 120kg
- (5) 収集運搬を行う場合は、病院の業務に支障のないように行うこと。
- (6) ごみの重量確認は、車両重量の計測または車両の計測機能により行うこと。
- (7) ごみ収集を実施したときは、係員に報告し、検査確認を受けること。
- (8) ごみ収集運搬の実施状況について、数量確認が分かる書類（計量票等）を添付し、報告すること。

2 受託条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (2) 一般廃棄物の搬入について、センターの許可を受けていること。
- (3) 委託業務は令和6年4月1日より行うこと。

3 入札書の記載要領

- (1) 入札価格は、「収集運搬費（一部、分別作業含む。）」とし、下記4(2)ア及びイのセンターへの「処理費」は含まないものとする。
- (2) 入札（見積）書には上記「収集運搬費（一部、分別作業含む。）」の1kgあたりの単価（消費税及び地方消費税は含まない）を記入すること。

4 委託費の支払い

- (1) 契約単価及び実績重量に基づき毎月請求書により支払う。
- (2) 請求額は、各月ごとに実績重量に収集運搬費の単価を乗じた額に消費税を乗じた金額と、ごみの種類ごとの実績重量に下記の単価を乗じた額の和とする。
なお、金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
ア 可燃ごみ・不燃ごみ 20円/kg（消費税を含む）
- (3) 支払は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。